令和７年度

定 期 総 会 資 料

令和７年６月 27 日（金）

東 京 都 立 中 央 図 書 館

全国公共図書館協議会

次第

Ⅰ　総会

１　開会

２　会長挨拶

３　来賓挨拶

４　議長選出

５　議題

協議事項

（１）令和７・８年度　役員の選出（案）

（２）令和６年度事業報告

（３）令和６年度決算

（４）令和６年度会計監査報告

（５）令和７年度事業計画（案）

（６）令和７年度予算（案）

（７）令和７年度表彰

（８）研修への取組に関する方向性について

報告事項

（１）全国公共図書館協議会の予備費について

（２）図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について

（３）「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」の動向について

（４）「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について

（５）図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について

その他

Ⅱ　事例報告

内容　「令和６年能登半島地震と石川県立図書館」

報告者　石川県立図書館利用推進課長　空　良寛　様

協議（１）　令和7年度･8年度　役員の選出（案）

令和7年5月23日現在

No.	地区名	図書館名	職名	氏名	全公図役職名
1	北日本	北海道立図書館	館長	岸本　亮	代表理事
2		青森県立図書館	館長	渡部　泰雄	理事
3		山形県立図書館	館長	後藤　絵美	理事
4		福島県立図書館	館長	大江　賢一	理事
5	関東	県立長野図書館	館長	森　いづみ	代表理事
6		群馬県立図書館	館長	吉澤　隆雄	理事
7		東京都立中央図書館	館長	岩野　恵子	理事
8		神奈川県立図書館	館長	市川　秀樹	理事
9		新潟県立図書館	館長	細谷　悟	理事
10		山梨県立図書館	館長	金田一　秀穂	理事
11		静岡県立中央図書館	館長	髙橋　健二	理事
12	東海・北陸	石川県立図書館	館長	田村　俊作	代表理事
13		愛知芸術文化センター愛知県図書館	館長	輿水　弘之	理事
14		名古屋市鶴舞中央図書館	館長	加藤　晴生	理事
15	近畿	大阪府立中央図書館	館長	三和　利恵子	代表理事
16		大阪市立中央図書館	館長	石田　智子	理事
17		和歌山県立図書館	館長	清水　博行	理事
18		京都府立図書館	館長	松本　一男	理事
19	中国	山口県立図書館	館長	大塚　泰二	代表理事
20		島根県立図書館	館長	原　圭子	理事
21		岡山市立中央図書館	館長	永田　朱美	理事
22	四国	徳島県立図書館	館長	露口　悦之	代表理事
23		愛媛県立図書館	館長	松岡　徹	理事
24		高知県立図書館	館長	杉本　幸三	理事
25	九州	宮崎県立図書館	館長	田代　暢明	代表理事
26		熊本県立図書館	館長	野尾　晴一朗	理　事
27		大分県立図書館	館長	石掛　忠男	理　事
28		福岡市総合図書館	館長	松﨑　ちはる	理　事
29	客員	国立国会図書館	総務部主任参事	松井　俊	客員理事
30	監事	千葉県立西部図書館	館長	忍足　哲也	監事
31		川口市立中央図書館	館長	高野　久徳	監事
32		大阪府立中之島図書館	館長	大賀　浩一	監事

協議（２）　令和６年度事業報告

Ⅰ　総会及び理事会等

１　総会

期日　　令和６年６月28日（金）
場所　　東京都立中央図書館（対面開催）
出席者　54名（ほか委任状提出者924名）
議題
○協議事項
（１）令和５年度事業報告について
（２）令和５年度決算について
（３）令和５年度会計監査報告について
（４）令和６年度事業計画（案）について
（５）令和６年度予算（案）について
（６）令和６年度表彰について
○報告事項
（１）図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について
（２）「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について
（３）図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について
○事例報告
内容　　「新宿区立大久保図書館での多文化サービスの実践」
報告者　新宿区立大久保図書館　館長　米田雅朗　氏

２　第１回理事会

期日　　令和６年５月24日（金）　午後２時から午後３時まで
場所　　東京都立中央図書館（オンライン開催）
出席者　27名（ほか委任状提出者１名）
議題
○協議事項
（１）令和５年度事業報告について
（２）令和５年度決算について
（３）令和５年度会計監査報告について
（４）令和６年度事業計画（案）について
（５）令和６年度予算（案）について
（６）令和６年度表彰（案）について
○報告事項

（１）図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について
（２）「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について
（３）図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について

3　臨時理事会（書面開催）
期日　　令和６年７月中旬～８月上旬
（７月17日開催通知送付、７月25日締切、８月１日結果送付）
議題
○協議事項
「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」への委員派遣について

4　第２回理事会
期日　　令和７年１月28日（火）　午後１時から午後３時まで
場所　　東京都立中央図書館（オンライン開催）
出席者　25名（ほか委任状提出者１名）
議題
○協議事項
（１）令和７年度全国公共図書館協議会事業計画（案）
（２）県立長野図書館からの提案事項について
○報告事項
（１）令和６年度全国公共図書館協議会調査研究事業について
（２）図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について
（３）「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向
（４）全国公共図書館協議会の予備費について
○その他
（１）令和７年度全国公共図書館協議会研究集会（講演会）について
（２）図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について

5　臨時総会（書面開催）
期日　　令和７年２月中旬～３月中旬
（２月17日開催通知送付、３月７日締切、３月11日結果送付）
投票館数 定足数に達さなかったため、総会は成立しなかった。

（１）定足数　659館

全国公共図書館協議会規約第９条第２項に基づき、3,292館（全国公共図書館協議会の令和６年度の構成館数）の五分の一以上の出席で成立する。

（２）投票館数　636館

同一の館から複数の回答があった場合は、投票日が最も新しいものを有効とした。

議題

○協議事項　県立長野図書館からの提案事項について

Ⅱ　研究集会

期日　　令和６年６月28日（金）　午後１時30分～３時

場所　　東京都立中央図書館（対面開催）

出席者　　55名

内容　　「やさしい日本語を図書館で活用する」

講師　　特定非営利活動法人　国際活動市民中心

コーディネーター　新居みどり氏

Ⅲ　調査・研究事業及び情報活動等

１　調査研究事業

「公立図書館における電子図書館サービス」をテーマに、令和５～７年度の３か年で調査研究を行う。２年目である令和６年度は、福島幸宏氏（慶應義塾大学文学部 准教授、東京大学大学院情報学環 客員准教授）を助言者とし、全国の公立図書館へ実態調査を実施し、集計結果を報告書にまとめた。

２　情報活動

ニューズレター105号、106号を発行し、ホームページに掲載した。

Ⅳ　表彰

表彰規程により実施した。

表彰者　　167名

（内訳）図書館職員　124名

図書館長　６名

図書館協議会委員　36名

その他　１名

Ⅴ　その他

令和３年10月に設置された図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会の構成員として事務局参与、各分科会の構成員として事務局次長

を派遣した。

令和６年に開催された「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」に、構成員として全国公共図書館協議会副会長（静岡県立中央図書館　館長　髙橋健二氏）を派遣した。

協議（３）　令和６年度決算

１　収入の部　　（単位:円）

科　目	予算額	収入済額	増減額	備　考
1 分担金	1,498,700	1,498,700	0	
2 雑収入	100	1,317	1,217	預金利子等
3 繰越金	1,800,732	1,800,732	0	
計	3,299,532	3,300,749	1,217	

２　支出の部　　（単位:円）

科　目	当初予算額	支出済額	残　額	備　考
1 会議費	70,000	60,686	9,314	
(1)総会費	70,000	60,686	9,314	
(2)理事会費	0	0	0	
2 事業費	1,260,000	1,485,534	△ 225,534	全国公共図書館協議会研究集会講師謝礼 50,000 全国公共図書館協議会調査研究事業調査の集計等委託 803,000 全国公共図書館協議会調査研究事業助言者謝礼 65,000 公立図書館における電子図書館サービスに関する実態調査報告書の印刷 567,534
3 表彰費	165,000	176,626	△ 11,626	丸筒の購入 28,952 表彰状の印刷 55,000 表彰状の筆耕 91,625 表彰状の筆耕 1,049
4 普及費	0	0	0	
5 諸支出金	0	0	0	
6 事務局費	110,000	62,760	47,240	
(1)事務費	100,000	62,760	37,240	通信運搬費 49,560 事務用消耗品費 13,200
(2)職員費	10,000	0	10,000	
7 予備費	1,694,532	0	1,694,532	
計	3,299,532	1,785,606	1,513,926	

３　繰越額

収入済額	3,300,749
支出済額	1,785,606
差引繰越額	1,515,143

協議（４）　令和６年度会計監査報告

会　計　監　査　報　告

令和６年度全国公共図書館協議会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

令和 7 年 5 月 2 日

監　　事　　千葉県立西部図書館長

忍足　哲也　印

会　計　監　査　報　告

令和６年度全国公共図書館協議会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

令和 7 年 4 月 30 日

監　　事　　川口市立中央図書館長

高野久徳　　印

会　計　監　査　報　告

令和６年度全国公共図書館協議会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

令和 7 年 4 月 30 日

監　　事　　大阪府立中之島図書館長

大賀　浩一　　印

協議（５）　令和７年度事業計画（案）

Ⅰ　総会及び理事会等

１　総会

期日　　令和７年６月27日（金）　午前10時～11時

場所　　東京都立中央図書館（対面開催予定）

※総会後に、事例報告を予定（45分程度）

※事例報告については、後日のオンデマンド配信を検討

２　理事会

第１回　令和７年５月23日（金）（オンライン開催）

第２回　令和８年１月下旬～２月上旬　（書面開催）

Ⅱ　研究集会

期日　　令和７年６月27日（金）　午後１時30分～３時

場所　　東京都立中央図書館（対面開催予定）

内容　　「自然災害と図書館の備え」

講師　　株式会社栗原研究室

一級建築士事務所代表取締役設計室長　川島宏氏

※研究集会については、講師と調整した結果、講演録（文書）での記録公開予定

Ⅲ　調査研究事業及び情報活動等

１　調査研究事業

「公立図書館における電子図書館サービス」をテーマに、令和５～７年度の３か年で調査研究を行う。３年目である令和７年度は、福島幸宏氏（慶應義塾大学文学部 准教授）を助言者とし、令和６年度に実施した実態調査の結果を分析し、報告書にまとめる。

２　情報活動

ニューズレターを年２回発行する。

Ⅳ　表　　彰

表彰規程により実施する。

表彰者　　120名

（内訳）図書館職員　　84名

図書館長　　５名

図書館協議会委員　　31名

その他　　０名

Ⅴ　その他

昨年度に引き続き、図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会の構成員として事務局参与、各分科会の構成員として事務局次長を派遣する。「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」に、構成員として全国公共図書館協議会理事（静岡県立中央図書館　館長　髙橋健二氏）を派遣する。

協議（６）　令和７年度予算（案）

１　収入の部　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　減　額	説　　明
1　分担金	1,498,700	1,498,700	0	
2　雑収入	100	100	0	預金利子等
3　繰越金	1,515,143	1,800,732	△ 285,589	
計	3,013,943	3,299,532	△ 285,589	

２　支出の部　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　減　額	説　　明	
1　会議費	70,000	70,000	0		
（1）総会費	70,000	70,000	0	資料印刷費	50,000
				消耗品費等	20,000
（2）理事会費	0	0	0	理事会経費	0
2　事業費	1,525,000	1,260,000	265,000	印刷製本費	550,000
				調査集計等委託費	800,000
				編集委員会等旅費	0
				動画撮影等委託費	0
				謝金	130,000
				講演記録反訳等	45,000
3　表彰費	165,000	165,000	0	表彰状印刷費	70,000
				表彰用筒等代金	25,000
				筆耕料等	70,000
4　普及費	0	0	0		
5　諸支出金	0	0	0		
6　事務局費	110,000	110,000	0		
（1）事務費	100,000	100,000	0	通信運搬費	60,000
				事務用消耗品費	40,000
（2）職員費	10,000	10,000	0	事務局旅費等	10,000
7　予備費	1,143,943	1,694,532	△ 550,589	次年度分担金収入までの期間の運転資金60万円を含む	
計	3,013,943	3,299,532	△ 285,589		

協議（７）令和７年度表彰

１　都道府県別表彰者数

NO	都道府県名	人数	NO	都道府県名	人数	NO	都道府県名	人数
1	北海道	1	17	石　川	3	33	岡　山	3
2	青　森	0	18	福　井	0	34	広　島	7
3	岩　手	2	19	山　梨	0	35	山　口	3
4	宮　城	3	20	長　野	0	36	徳　島	1
5	秋　田	2	21	岐　阜	4	37	香　川	2
6	山　形	1	22	静　岡	3	38	愛　媛	2
7	福　島	1	23	愛　知	3	39	高　知	0
8	茨　城	4	24	三　重	1	40	福　岡	1
9	栃　木	4	25	滋　賀	5	41	佐　賀	3
10	群　馬	2	26	京　都	3	42	長　崎	1
11	埼　玉	5	27	大　阪	9	43	熊　本	2
12	千　葉	9	28	兵　庫	5	44	大　分	2
13	東　京	7	29	奈　良	1	45	宮　崎	0
14	神奈川	8	30	和歌山	1	46	鹿児島	0
15	新　潟	0	31	鳥　取	1	47	沖　縄	0
16	富　山	0	32	島　根	5			

２　表彰者総数　　120 名

（内訳）　図書館職員　　84 名

図書館長　　5 名

図書館協議会委員　　31 名

その他　　0 名

図書館職員：表彰規程第2条第1項の1及び2（内規第2号（1）及び（3））又は4に該当するもの

図書館長：表彰規程第2条第1項の2（内規第2号（2））に該当するもの

図書館協議会委員：表彰規程第2条第1項の3に該当するもの

その他：表彰規程第2条第1項の4に該当するもの

令和７年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名		氏　　名	図　書　館　名	区分
1	北海道	1	綿　　貫　　亨	登別市立図書館	館長
2	岩手県	2	坂　本　知　彌	花巻市立花巻図書館	委員
3			小野寺　タキ	野田村立図書館	委員
4	宮城県	3	丑　田　美佐子	仙台市民図書館	職員
5			鴫　原　明　子	仙台市民図書館	職員
6			齋　藤　多恵子	亘理町立図書館	職員
7	秋田県	2	工　藤　由　香	由利本荘市中央図書館	職員
8			間　杉　素　子	潟上市図書館	委員
9	山形県	1	小　野　寺　姫	庄内町立図書館	委員
10	福島県	1	渡　邊　順　子	本宮市立図書館	委員
11	茨城県	4	宇　梶　裕　子	北茨城市立図書館	職員
12			谷　口　昭　三	ひたちなか市立中央図書館	委員
13			儘　田　茂　樹	ひたちなか市立中央図書館	委員
14			中　津　三　郎	鹿嶋市立中央図書館	委員
15	栃木県	4	増　渕　重　子	宇都宮市立南図書館	職員
16			早乙女　紀子	鹿沼市立図書館粟野館	職員
17			赤　羽　誠　子	日光市立藤原図書館	職員
18			髙　木　昭　一	市貝町立図書館	館長
19	群馬県	2	柴　崎　純　子	前橋市立図書館	職員
20			森　　幸　　子	みどり市立大間々図書館	職員
21	埼玉県	5	山　田　まり子	さいたま市立北浦和図書館	職員
22			加　藤　寛　子	上尾市図書館	委員
23			土　屋　和　慶	三郷市立早稲田図書館	職員
24			三　國　博　子	三郷市立早稲田図書館	職員
25			小野寺　るり子	幸手市立図書館	委員
26	千葉県	9	木　村　順　子	浦安市立中央図書館	職員
27			代　市　友　美	浦安市立中央図書館	職員
28			大　石　宗　弘	浦安市立中央図書館	職員
29			内　　山　　泉	白井市立図書館	職員
30			藤　田　美　奈	白井市立図書館	職員
31			千　田　雅　之	柏市立図書館	職員
32			寺　嶋　真紀子	印西市立そうふけ図書館	職員
33			陶　山　喜　章	佐倉市立佐倉南図書館	職員
34			坂　本　恭　子	八街市立図書館	職員

令和７年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名		氏　　名	図　書　館　名	区分
35	東京都	7	田　中　　正　昭	日野市立図書館	委員
36			野　口　　修　子	町田市立中央図書館	職員
37			大　澤　　真　紀　子	調布市立図書館	職員
38			船　津　　ま　ゆ　み	練馬区立練馬図書館	職員
39			橋　本　　玲　恵	練馬区立練馬図書館	職員
40			佐　々　木　　津　由　子	練馬区立光が丘図書館	職員
41			鈴　木　　佐　千　子	文京区立真砂中央図書館	職員
42	神奈川県	8	森　谷　　芳　浩	神奈川県立図書館	職員
43			新　田　　陽　子	横浜市中央図書館	職員
44			村　松　　幸　子	横浜市中央図書館	職員
45			雜　賀　　理　恵　子	横浜市中央図書館	職員
46			嵯　峨　　淳	横浜市中央図書館	職員
47			齋　藤　　ち　か　子	横浜市神奈川図書館	職員
48			太　田　　ま　さ　子	茅ヶ崎市立図書館	職員
49			小　澤　　佳　代　子	南足柄市立図書館	委員
50	石川県	3	松　本　　哲　幸	野々市市立図書館	委員
51			深　井　　典　栄	宝達志水町立図書館	委員
52			松　浦　　節　子	宝達志水町立図書館	委員
53	岐阜県	4	近　藤　　信　幸	中津川市立図書館	委員
54			森　田　　恵　子	羽島市立図書館	委員
55			林　　佳　苗	各務原市立中央図書館	職員
56			山　形　　哲　子	池田町図書館	職員
57	静岡県	3	増　田　　曜　子	静岡県立中央図書館	職員
58			志　村　　典　子	三島市立図書館	職員
59			木　本　　千　珠　子	三島市立図書館	職員
60	愛知県	3	槇　島　　隆　教	愛知県図書館	職員
61			畠　山　　恵　理　子	岩倉市図書館	委員
62			二　之　部　　香　奈　子	長久手市中央図書館	職員
63	三重県	1	中　村　　成　孝	四日市市立図書館	職員
64	滋賀県	5	古　西　　貴　志	滋賀県立図書館	職員
65			福　田　　美　帆	滋賀県立図書館	職員
66			上　田　　泰　運	滋賀県立図書館	職員
67			長　野　　裕　子	滋賀県立図書館	職員
68			松　山　　ゆ　か　り	長浜市立長浜図書館	職員

令和７年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名		氏　　名	図　書　館　名	区分
69	京都府	3	大　下　　美　紀	京都市吉祥院図書館	職員
70			髙　橋　　直　子	京都市洛西図書館	職員
71			大　道　　紀　恵	京都市左京図書館	職員
72	大阪府	9	宮　崎　　寛　子	大阪市立中央図書館	職員
73			竹　内　　景　子	大阪市立島之内図書館	職員
74			黒　臺　　芳　明	枚方市立中央図書館	職員
75			辰　己　　智　子	八尾市立八尾図書館	職員
76			吾　　郷　　公	八尾市立山本図書館	職員
77			山　本　　正　子	河内長野市立図書館	職員
78			玉　森　　晃　世	羽曳野市立中央図書館	職員
79			田　中　　由　美	羽曳野市立陵南の森図書館	職員
80			浅　田　　眞　美　子	東大阪市立花園図書館	職員
81	兵庫県	5	伊　藤　　真　紀	三木市立中央図書館	館長
82			大　西　　恵　美	三木市立中央図書館	職員
83			夘　滝　　清　春	猪名川町立図書館	委員
84			岸　井　　春　乗	佐用町立図書館	委員
85			仲　村　　真　巨	佐用町立図書館	委員
86	奈良県	1	弓　場　　盛　正	川上村立図書館	館長
87	和歌山県	1	藤　原　　健　司	白浜町立図書館	委員
88	鳥取県	1	松　田　　啓　代	鳥取県立図書館	職員
89	島根県	5	河　口　　裕　子	雲南市立木次図書館	職員
90			佐　藤　　清　美	雲南市立木次図書館	職員
91			野々村　　幸　子	雲南市立木次図書館	職員
92			藤　原　　広　子	雲南市立大東図書館	職員
93			大　坂　　深　雪	雲南市立加茂図書館	職員
94	岡山県	3	吉　信　　友　紀　子	岡山県立図書館	職員
95			松　井　　麗　子	倉敷市立真備図書館	職員
96			岡　田　　浩　子	倉敷市立玉島図書館	職員
97	広島県	7	松　井　　厚　子	広島県立図書館	職員
98			垰　田　　亜　由　未	広島市立東区図書館	職員
99			吉　川　　暁　子	広島市立南区図書館	職員
100			佐　川　　亜　紀　子	広島市立安佐北区図書館	職員
101			岡　田　　真　紀　子	広島市立佐伯区図書館	職員
102			吉　村　　律　子	呉市中央図書館	委員
103			曽　余　田　　浩　史	府中町立図書館	委員

令和７年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏　名	図　書　館　名	区分
104	山口県　3	山　根　睦　代	山口県立山口図書館	職員
105		奥　原　陽　子	岩国市中央図書館	職員
106		福　田　泰　子	岩国市玖珂図書館	館長
107	徳島県　1	立　石　忠　徳	徳島県立図書館	職員
108	香川県　2	筒　井　庸　子	香川県立図書館	職員
109		竹内　久美子	坂出市立大橋記念図書館	委員
110	愛媛県　2	東　山　美　香	今治市立波方図書館	職員
111		内　田　泉	新居浜市立別子銅山記念図書館	委員
112	福岡県　1	河　井　律　子	宇美町立図書館	委員
113	佐賀県　3	松　尾　清	伊万里市民図書館	委員
114		杉　原　潔	鹿島市民図書館	委員
115		永　田　直　子	鹿島市民図書館	委員
116	長崎県　1	市　川　和　枝	五島市立図書館	委員
117	熊本県　2	内　藤　聖　子	阿蘇市立阿蘇図書館	職員
118		福　本　律　子	天草市立中央図書館	職員
119	大分県　2	梅　田　潤　子	大分県立図書館	職員
120		立　川　由　美	大分県立図書館	職員

協議（８）　研修への取組に関する方向性について

令和６年度臨時総会で不成立となった件を踏まえ、全国公共図書館協議会における、今後の取組の方向性についてご協議いただきたい。

本件については、令和７年度第１回理事会にて広く協議いただき、その後総会にてご意見をいただいたのち、第２回理事会もしくは令和８年度第１回理事会にて方向性を決めたいと考えている。

あわせて、事務局にて考えられる方向性を以下のとおり例示する。

１　要望書を提出する

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（文部科学省）の動向を踏まえ、図書館に関する研修事業における要望書を文部科学省に対して提出する。

２　研修事業を実施する

全国公共図書館協議会にて、都道府県立図書館及び市区町村立図書館を対象とした内容の研修事業を実施する。

３　要望書の提出も研修事業も実施しない

上記にあたり、検討や対応が必要と思われる事項

	１　要望書を提出する	２　研修事業を実施する	３　要望書の提出も研修事業も実施しない
全国公共図書館協議会規約改正	不要	**要**	不要
分担金の増額も含めた見直し	増額は不要	**要**	増額は不要
全国公共図書館協議会で実施する他事業との整理	不要	**要**	不要
研修委員会の設置等、研修に関する企画立案・実施体制の構築	―	**要**	―

報告（１）　全国公共図書館協議会の予備費について

令和 6 年 5 月 24 日（金）に開催された令和 6 年度全国公共図書館協議会第 1 回理事会にて、予算に対し、予備費の金額が大きすぎるとの指摘があった。その件について、事務局としての考え方を令和 6 年度第 2 回理事会で以下のとおり報告した。

1　全国公共図書館協議会の収入について

全国公共図書館協議会の経費は、規約第 15 条によると分担金、国庫補助金、その他の収入からなる。現在は、分担金とその他の収入にあたる前年度の繰越金が主な収入である。本来は、これらの合計金額を超えない範囲で事業を実施していく必要がある。

分担金は、「分担金規程」により金額が定められている。平成 22 年度総会において、「分担金の算定方法を基本金 17,500 円に当該都道府県の人口（万人未満切捨）に 50 円を乗じた額を加えた額（100 円未満切捨）とする」改正を行い、10 年ごとに見直しをはかることが決議された。

現在の金額は、令和 2 年度の理事会にて平成 27 年度国勢調査を元に改正案を協議し総会の代行（新型コロナウイルス感染症の関係で総会が中止されたため）として承認されたものであり、令和 3 年度総会にて承認されている。

なお、次の見直しは、令和 12 年度を予定している。

2　全国公共図書館協議会の支出について

現在実施している大きな事業としては、総会・研究集会、調査研究事業、表彰の 3 事業が挙げられる。これらのほかにも、研究集会の講師や調査研究事業の助言者に支払う謝金なども支出している。

なお、委託にかかる費用等は、令和 6 年度時点での見積もりをもとにしている点にご留意いただきたい。

（1）総会・研究集会

これまで慣例として、「国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会」（国立国会図書館主催）と隣接する日程での開催としており、開催形式も同様の形式としている。近年は、いずれの開催形式においても総会の一部（事例報告）及び研究集会について、後日に動画公開を実施している。

	かかる費用（見込み）	
対面	○資料印刷費用	5 万円
	○動画撮影等委託費用（※）	20 万円
オンライン	○動画撮影等委託費用	40 万円

※対面での場合も、後日の動画公開を迅速に行うため、動画撮影等について委託することとしたい。

（2）調査研究事業

各年度で以下の作業を行うこととしており、必要となる費用に変動がある。1 年目の費用が一番低くなっており、2 年目、3 年目はそれぞれ委託での作業とあわせて報告書を印刷するため、費用が高くなる見込みである。

	作業内容	かかる費用（見込み）
１年目	調査テーマの設定、他機関での類似調査の確認、調査票設計、分析指標等の設定	○調査票設計のための委託費用　50 万円
２年目	調査・集計、各回答への疑義照会、単純集計データの精査、実態調査報告書作成	○調査票集計等のための委託費用　70 万円 ○実態調査報告書印刷費用　40 万円
３年目	実態調査の分析、紹介する事例館の選定、調査報告書作成、次期テーマ検討	○実態調査の分析のための委託費用　70 万円 ○報告書印刷費用　40 万円

（３）表彰

表彰事業について、かかる費用の見込みは下表のとおりである。

なお、通信運搬費は、各都道府県立図書館宛に表彰状を送付するための費用である。

	かかる費用（見込み）	
表彰費	○表彰状印刷費	7 万円
	○表彰用筒等代金	2.5 万円
	○筆耕料等	7 万円
事務局費	○通信運搬費	4 万円

３　予備費の金額について

各年度の予算に計上している予備費については、収入の見込み額から予算（支出の見込み）額を引いた金額となっている。

令和 6 年度の予備費が大きくなっているのは、以下の要因がある。

令和 6 年度は総会・研究集会について 5 年ぶりの対面開催となり、オンライン配信にかかる費用が不要となった。あわせて、事務局で後日の動画公開のための録画及び編集、公開に関する一切の作業を行ったため、それらに関する予算を計上していない。

加えて、2 か年で実施していた調査研究事業の期間を令和 5 年度から 3 か年に変更した。2 か年で実施をする場合は、毎年度報告書を印刷する必要があったが、3 か年に変更するにあたり、1 年目は調査票の設計を行うこととしたため、報告書は印刷しないこととなった。そのため、調査研究事業の 1 年目にあたる令和 5 年度は支出が少ない年となり、令和 6 年度への繰越金が増えることとなった。

４　今後の予算執行の見通しについて

今後の各年度の支出の見通しについては、上記「２　全国公共図書館協議会の支出について」を踏まえると、3 か年で以下の金額の見込みとなる。

○調査研究事業１年目（令和５、８、11、…年度）

約 120 万円（対面）～約 135 万円（オンライン）

○調査研究事業２年目（令和６、９、12、…年度）

約 180 万円（対面）～約 195 万円（オンライン）

○調査研究事業３年目（令和７、10、13、…年度）

約 180 万円（対面）～約 195 万円（オンライン）

現在の分担金による収入は 1 年あたり約 150 万円のため、3 か年では約 450 万円の見込みとなる。よって、3 か年で 30 万円～75 万円程、収入より支出が上回る計算となる。

また、分担金は例年 8 月を納入期限としているため、分担金の納入前に事業を円滑に実施するためには、次年度への繰越金として 45 万円～60 万円を確保しておく必要がある。45 万円～60 万円の内訳は、総会・理事会開催費用 25 万円（対面）もしくは 40 万円（オンライン）、表彰に関する費用 20.5 万円である。総会・研究集会を毎年度対面で開催する場合は令和 16 年度頃、オンラインで開催する場合は令和 10 年度頃に、次年度への繰越金が 45 万円～60 万円を下回る見込みとなる。

上記を踏まえ、事務局としては今後の予算執行について、以下の 2 案があるのではないかと考えている。

（１）令和 16 年度（総会・研究集会をオンラインで開催する場合は令和 10 年度）頃までは現在のままとし、それまでに事業の見直しを含めて検討する。

（２）分担金規程を令和 12 年度に減額の方向で見直し、あわせて事業の見直しを含めて検討する。

なお、事業を見直す場合、具体的な部分については理事会や総会にて協議をする必要があると想定しているが、例えば以下のような案が考えられる。

○総会・研究集会について、対面のみでの開催とし、オンライン配信やオンデマンド配信は実施しない。後日、全国公共図書館協議会 HP に研究集会の内容をまとめたニューズレターを掲載する。

○調査研究事業について、実態調査報告書及び報告書の紙での発行をとりやめ、インターネットでの公開のみとする。あるいは、印刷部数を大幅に縮小する。

○調査研究事業について、現在は 3 年に 1 回、全国の公共図書館を対象として調査を実施しているが、全数調査の回数を減らし、標本調査とする。

報告（２）　図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会は、公衆送信サービスを図書館が実施するにあたり、出版団体業界団体からなる権利者側と図書館側がサービス実施に必要な事項を協議する場として位置付けられている。

１　現在の関係者協議会の状況

令和６年度全国公共図書館協議会定期総会にて報告した内容から進捗なし。

２　現在の関係者協議会以外の状況

令和５年３月 29 日

・文化庁長官が「図書館等公衆送信補償金制度」に関し、補償金の額を認可
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93860201.html

令和５年６月１日　改正著作権法施行

・一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（以下、SARLIB）がウェブサイトを開設
https://www.sarlib.or.jp/

令和６年４月１日

・日本図書館協会ホームページにて「図書館等公衆送信サービス実施要領（令和６年３月 15 日初版）」が公開
https://www.jla.or.jp/Default.aspx?TabId=1045

令和６年６月

・文部科学省ホームページにて「令和５年度　子供の読書活動の推進等に関する調査研究（図書館資料のメール送信等サービスのための実証的調査研究）（令和６年３月）」が公開
「公立図書館における図書館資料のメール送信等のサービス事務処理手引書　第２版」や「利用規約（ひな型）」「事務作業軽減ツール（管理ツール）」などが掲載されている。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/index.htm
（図書館の振興＞子供の読書活動の推進等に関する調査研究）

令和６年７月 12 日

・「著作権法施行令の一部を改正する政令」が公布された。「言語の著作物」の全部複写に関する条文について規定された。
・文化庁が「「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について」を公開
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=185001371&Mode=1

令和６年８月１日

・令和６年７月 12 日に公布された「著作権法施行令の一部を改正する政令」が施行された。

令和６年８月９日

・全国公共図書館協議会が「公衆送信サービスの実施意向等に関するアンケート回答結果」を都道府県立図書館へ送付

令和６年 11 月 29 日、12 月２日

・SARLIB が、「図書館向け SARLIB 説明会」を開催

令和７年１月 22 日

・SARLIB が特定図書館等の登録及び利用報告の受付を開始

令和７年２月 20 日

・国立国会図書館が「遠隔複写（PDF ダウンロード)」のサービスを開始

令和７年５月 30 日

・文部科学省ホームページにて「令和６年度　子供の読書活動の推進等に関する調査研究（図書館資料のメール送信等サービスのための実証的調査研究）（令和７年３月)」が公開

「公立図書館における図書館資料のメール送信等のサービス事務処理手引書」が第３版に更新された。

３　今後の関係者協議会等の予定

年に１回以上の開催が想定されるが、具体的な日程等は未定。

４　そのほか

令和５年 10 月

・日本図書館協会著作権委員会が、『図書館等公衆送信サービスを始めるために　－新著作権制度と実務』を刊行した。

令和６年３月

・日本図書館協会著作権委員会が、『著作権関係資料集　図書館等公衆送信サービス編　2020～2023』を刊行した。

報告（３）　「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」の動向について

１　開催状況

第１回　令和６年 12 月 17 日（火）

第２回　令和７年１月 23 日（木）

第３回　令和７年３月 11 日（火）

第４回　令和７年５月 22 日（木）

２　協議内容

各回の議題は以下のとおりです。

なお、文部科学省のホームページで配布資料と議事要録が公開されています。

・「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/050/index.html

第１回

１　会議の設置について

２　図書館・学校図書館の運営の充実方策について

３　その他

第２回

１　デジタル社会に対応した図書館・学校図書館の運営充実の在り方について

第３回

１　多様な人々のための読書環境の整備について

第４回

１　デジタル社会への対応、多様な人々のための読書環境の整備に係るこれまでの主な意見のまとめ

２　読書推進人材の活躍機会の拡大について

報告（４）　「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について

1　開催状況

第１回　令和６年７月 31 日（水）

第２回　令和７年２月 14 日（金）

2　協議内容

各回の項目は以下のとおりです。

なお、令和５年度から国立国会図書館のホームページで配布資料と議事要録が公開されています。

・「資料デジタル化に関する協議」（国立国会図書館）

https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html

https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/proceedings.html#anchor01

第１回

1　報告事項

(1) 資料デジタル化の進捗状況

(2) 補正予算による資料デジタル化等の実施について

(3) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況

(4) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

(5) 個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

(6) 国立国会図書館における図書館等公衆送信サービスの開始延期について

(7) 図書館向けデジタル化資料送信サービスに係る除外手続について

2　協議事項

送信を留保している商業出版雑誌を送信候補とすることについて

第２回

1　報告

(1) 資料デジタル化の進捗状況

(2) 補正予算による資料デジタル化等の実施について

(3) デジタル資料の長期保存に係る取組の進捗状況について

(4) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複写の実施状況

(5) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

(6) 個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

(7) デジタル化資料送信サービスに係る除外手続について

(8) 国立国会図書館における図書館等公衆送信サービスの開始について

報告（５）　図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について

令和５年６月１日に改正著作権法が施行され、図書館等公衆送信サービスの実施が可能になりました。図書館等公衆送信サービスの実施に向けて、各館でご検討等をされている状況とは存じます。

つきましては、昨年度に続き、全国の公立図書館での情報の把握と共有を目的とし、図書館等公衆送信サービスの実施・検討状況に関するアンケートを下記のとおり実施しております。

記

１　回答期間

令和７年５月８日（木）から令和７年６月 27 日（金）まで

２　対象

（１）都道府県立図書館（回答必須）

（２）図書館等公衆送信サービスの実施を予定または検討している市区町村立図書館（回答任意）

３　設問内容

別紙調査票のとおり。令和６年度に、全国公共図書館協議会が実施した「図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケート」に準じる形とし、一部時点修正を行いました。

４　アンケート結果の報告について

令和７年８月上旬までに各都道府県立図書館を通じて、結果を共有します。

なお、結果はそれぞれの設問について集計した数値を報告することを想定しています。

７全公図第７号
令和７年５月８日

都道府県立図書館長　　殿
全国公共図書館協議会役員　殿

全国公共図書館協議会
事務局長　井坂　誠
（印章省略）

公衆送信サービスの実施意向等に関するアンケートについて（依頼）

日ごろから全国公共図書館協議会の活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

令和５年６月１日に改正著作権法が施行され、図書館等公衆送信サービスの実施が可能になりました。図書館等公衆送信サービスの実施に向けて、各館でご検討等をされている状況とは存じます。

つきましては、昨年度に続き、全国の公立図書館での情報の把握と共有を目的とし、図書館等公衆送信サービスの実施・検討状況に関するアンケートを下記のとおり実施いたします。

なお、貴管内の市区町村立図書館で図書館等公衆送信サービスの実施を予定または検討している館がございましたら、適宜展開をお願いしたく存じます。

ご多用のところお手数をおかけして恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

１　対象

（１）都道府県立図書館（回答必須）

（２）図書館等公衆送信サービスの実施を予定または検討している市区町村立図書館（回答任意）

２　回答期限

令和７年６月 27 日（金）

３　回答方法

以下の URL からご回答ください。URL からご回答できない場合、事務局あてに調査票をメールにてご提出ください。

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=NzBX9o1d90yJrdl_q08gjyBq3jlqQ0ZCg7KysJCS4NlUMktFTUhJTUlMTzlWWTlZUDRSSVhPNElBSiQlQCN0PWcu

なお、都道府県立図書館にて、貴管内の市区町村立図書館の回答をとりまとめていただく必要はありません。

４　その他

アンケートの集計結果は、令和７年８月上旬までに各都道府県立図書館を通じて共有いたします。

連絡先　〒106-8575　東京都港区南麻布 5-7-13
東京都立中央図書館企画経営課内
全国公共図書館協議会　事務局　冨樫、稲垣、中村
電話　03-3442-8451　内 2219
E-mail　zenkouto@library.metro.tokyo.jp

全国公共図書館協議会
図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケート

図書館名	
自治体区分	□都道府県 □市区町村 □その他（　　）
御担当者名	
メールアドレス	
電話番号	

・貴館の実施・検討状況等について**令和７年６月１日現在**の状況を御回答ください。
・「必須回答」と記載がない設問は、該当する選択肢や内容があれば御回答ください。
・該当する選択肢にチェック（☑）をしてください。
・自由記述の欄は、枠内に御記入ください。枠の大きさは変更可です。
・自治体内に複数の図書館がある場合は、全館で一つの回答として御回答ください。

１　アンケート結果への記載について
□以下で回答した１、２（１）、３（１）の回答について、集計結果に図書館名を記載してよい
□記載しないでほしい

２　上記以外の設問への回答について、各図書館から回答内容に関する照会があった際の他館への情報提供について
□事務局あてに照会があった場合のみ、館名を伝えてよい
□情報提供をしてよいか、都度確認をしてほしい
□情報提供はしないでほしい

１　図書館等公衆送信サービスの実施状況及び実施意向（択一）　※必須回答

□利用者にサービスを提供している（実績の有無は問わない）　→　２にお進みください。
□実施に向け準備中　→　２にお進みください。
□実施可否を含め検討中　→　３にお進みください。
□実施する予定はない　→　４にお進みください。
□検討する予定はない　→　４にお進みください。

２　貴館における実施または実施に向けた状況　（できる限り御回答ください）

（１）サービス開始時期（択一）　※必須回答

□令和６年度　□令和７年度　□令和８年度以降

（２）指定管理団体（SARLIB）への登録申請　※必須回答

□申請した（以下２－１を御確認ください）　□申請していない

（２－１）指定管理団体へ申請済の場合、指定管理団体から受領した資料を元に対応した内容があれば御回答ください。（下枠内に記入）

（３）サービスの実施に向けて予算・人員要求等で対応した内容（下枠内に記入）

（４）利用者からのサービス受付方法（複数回答可）

□メール　□ホームページ内フォーム（貴自治体または都道府県自治体で共同のフォームを含む）
□来館　□電話　□文書　□その他（下枠内に具体的に記入）

（その他を選択した方はこちらに御記入ください）

（５）サービスの実施体制（択一）

□全て職員（会計年度任用職員含む）が行う　□全て指定管理者等（PFI を含む）が行う
□全て委託業者（複写業務委託等）等が行う　□一部委託等により行う

（６）送信対象とする資料及び対象者（複数回答可）

※送信対象とする資料に☑をつけ、送信対象となる対象者を選択してください。

送信対象とする資料	対象者
□原則として、自館所蔵資料全て	□在住者 □在勤者 □在学者 □近隣自治体在住者 □近隣自治体在勤者 □近隣自治体在学者 □全国 □その他（　　）
□自館所蔵資料の内、著作権が切れた資料（補償金対象外の資料）のみ	□在住者 □在勤者 □在学者 □近隣自治体在住者 □近隣自治体在勤者 □近隣自治体在学者 □全国 □その他（　　）
□自館所蔵資料の内、国立国会図書館未所蔵の資料のみ	□在住者 □在勤者 □在学者 □近隣自治体在住者 □近隣自治体在勤者 □近隣自治体在学者 □全国 □その他（　　）
□自館所蔵資料の内、地域資料等、他館で所蔵していない資料のみ	□在住者 □在勤者

	□在学者 □近隣自治体在住者 □近隣自治体在勤者 □近隣自治体在学者 □全国 □その他（　　）
□その他（以下に具体的な資料群を記入）	
（その他を選択した方はこちらに御記入ください）	□在住者 □在勤者 □在学者 □近隣自治体在住者 □近隣自治体在勤者 □近隣自治体在学者 □全国 □その他（　　）

（７）利用者へのサービス提供方法（複数回答可）

□メールで送信
□自治体のファイル転送サービス等で送信
□図書館（貴館又は都道府県内図書館等で共同）のファイル転送サービス等で送信
□その他（下枠内に具体的に記入）

（その他を選択した方はこちらに御記入ください）

（８）利用者によるサービス支払い方法（複数回答可）

□電子マネー　□振込み（金融機関、コンビニ等（ペイジーを含む））
□現金　□クレジットカード　□その他（下枠内に具体的に記入）

（その他を選択した方はこちらに御記入ください）

（９）補償金の支払いについて（択一）

□利用者に転嫁する
□利用者に転嫁しない

（10）手数料（複写事務に係る実費）について（択一）

□利用者から徴収する
□利用者から徴収しない

（11）サービスの実施に向けて補償金の支払い及び手数料等で対応した内容（下枠内に記入）

３　貴館における検討状況　（できる限り御回答ください）

（１）サービス開始見込み時期（択一）

□令和７年度中　□令和８年度以降　□未定

（２）予算・人員要求等に向けた課題整理、準備等（下枠内に記入）

※サービスの実施に向けて、対応した内容等があれば具体的に御記入ください。

（３）利用者からのサービス受付方法（複数回答可）

□メール　□ホームページ内フォーム（貴自治体または都道府県自治体で共同のフォームを含む）
□来館　□電話　□文書　□その他（下枠内に具体的に記入）

（その他を選択した方はこちらに御記入ください）

（４）サービスの実施体制（択一）

□全て職員（会計年度任用職員含む）が行う　□全て指定管理者等（PFI を含む）が行う
□全て委託業者（複写業務委託等）等が行う　□一部委託等により行う

（５）送信対象とする資料及び対象者（複数回答可）

※送信対象とする資料に☑をつけ、送信対象となる対象者を選択してください。

送信対象とする資料	対象者
□原則として、自館所蔵資料全て	□在住者 □在勤者 □在学者 □近隣自治体在住者 □近隣自治体在勤者 □近隣自治体在学者 □全国 □その他（　　）
□自館所蔵資料の内、著作権が切れた資料（補償金対象外の資料）のみ	□在住者 □在勤者 □在学者 □近隣自治体在住者 □近隣自治体在勤者 □近隣自治体在学者 □全国 □その他（　　）
□自館所蔵資料の内、国立国会図書館未所蔵の資料のみ	□在住者 □在勤者 □在学者 □近隣自治体在住者 □近隣自治体在勤者 □近隣自治体在学者

	□全国 □その他（　　）
□自館所蔵資料の内、地域資料等、他館で所蔵していない資料のみ	□在住者 □在勤者 □在学者 □近隣自治体在住者 □近隣自治体在勤者 □近隣自治体在学者 □全国 □その他（　　）
□その他（以下に具体的な資料群を記入）	
（その他を選択した方はこちらに御記入ください）	□在住者 □在勤者 □在学者 □近隣自治体在住者 □近隣自治体在勤者 □近隣自治体在学者 □全国 □その他（　　）

（６）利用者へのサービス提供方法（複数回答可）

□メールで送信
□自治体のファイル転送サービス等で送信
□図書館（貴館又は都道府県内図書館等で共同）のファイル転送サービス等で送信
□その他（下枠内に具体的に記入）

（その他を選択した方はこちらに御記入ください）

（７）利用者によるサービス支払い方法（複数回答可）

□電子マネー　□振込み（金融機関、コンビニ等（ペイジーを含む））
□現金　□クレジットカード　□その他（下枠内に具体的に記入）

（その他を選択した方はこちらに御記入ください）

（８）補償金の支払いについて（択一）

□利用者に転嫁する予定
□利用者に転嫁しない予定

（９）手数料（複写事務に係る実費）について（択一）

□利用者から徴収する予定
□利用者から徴収しない予定

（10）補償金の支払い及び手数料等に関する課題整理、準備等（下枠内に記入）

※サービスの実施に向けて、対応した内容等を具体的に御記入ください。

４　公衆送信サービスの実施（検討）をしない理由

※差支えのない範囲で御記入いただけますと幸いです。

アンケートは以上です。
御協力ありがとうございました。

この内規は、昭和四十九年六月二十七日から適用する。

付　則（昭和五十年六月二十六日　分担金改正）

この内規は、昭和五十一年四月一日から適用する。

表彰規程

（目　的）

第一条　この規程は、全国公共図書館協議会あるいは、公共図書館の事業に尽力し、その功績顕著な者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

（表彰の対象）

第二条　全国の公共図書館並びに図書館協議会から推薦された者で、次の各号の一に該当すると認められるときは、理事会の決定を経て、これを表彰する。

一　特に本会に功労のあった者

二　永年図書館の事務に従事し、功労のあった者

三　永年図書館協議会の委員として功労のあった者

四　その他、特に表彰することが適当と認めた者

２　すでに表彰された者であっても、その後前項の他の項目に該当するにいたったときは、さらに表彰することができる。

（表彰の方法）

第三条　表彰は、表彰状の贈呈をもって行う。理事会で必要と認めたときは、あわせて記念品を贈呈することができる。

（経　費）

第四条　表彰に要する経費は、本会の会計をもってこれにあてる。

（委　任）

第五条　この規程の施行について必要な事項は、理事会で定める。

付　則

この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行し、本会が設立されたときから適用する。

表彰規程施行内規

最終改正　平成十三年六月二十七日

第二条一項の適用については、次による。

第二号

一　公共図書館に勤務した期間が三十年以上で功労のあった者

二　公共図書館の館長として十年以上勤務し功労があり転退職した者

三　司書の資格を有する者で、公共図書館に勤務している者が、公共図書館、大学図書館、学校図書館、公民館図書室及び図書館類縁機関に勤務した期間の合計が三十年以上で功労のあった者

第三号

一　委員の期間が十五年以上で功労のあった者

二　委員として十年以上その職にあり、功労があり退任した者

付則（昭和四十五年六月二十五日）

この内規は、四十五年六月二十五日から適用する。

付則（平成十三年六月二十七日司書資格を有する者の特例）

この内規は、平成十三年七月一日から適用する。

別表　　全公図分担金

県　名	分担金（円）	県　名	分担金（円）
道	44,400	賀	24,400
森	24,000	都	29,500
手	23,800	阪	61,500
城	29,100	庫	40,900
田	22,600	良	24,300
形	23,100	山	22,300
島	27,000	取	20,300
城	31,000	根	20,900
木	27,300	山	27,100
馬	27,300	島	31,700
玉	52,700	口	24,500
葉	47,700	島	21,200
京	80,300	川	22,300
川	61,400	媛	24,400
潟	29,000	知	21,100
山	22,800	岡	42,500
川	23,200	賀	21,600
井	21,400	崎	24,300
梨	21,600	本	26,400
野	27,900	分	23,300
阜	27,600	崎	23,000
岡	36,000	島	25,700
知	53,700	縄	24,100
重	26,500	全公図	60,000
海		国会	
北		国立	
青		国	
岩		児	
宮		鹿	
秋		沖	
山			
福			
茨			
栃			
群			
埼			
千			
東			
神			
奈			
川			
新			
富			
石			
福			
山			
長			
岐			
静			
愛			
三			
滋			
京			
大			
兵			
奈			
和			
歌			
山			
鳥			
島			
岡			
広			
山			
徳			
香			
愛			
高			
福			
佐			
長			
熊			
大			
宮			
鹿			
沖			
計	1,498,700		

この通則は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

別　表

地区協議会名	都道府県名
北日本	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡
東海・北陸	富山・石川・福井・岐阜・愛知・三重
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国	徳島・香川・愛媛・高知
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

別紙四

委員会通則

（委員会）

第一条　全国公共図書館協議会（以下「全国協議会」という。）規約第十三条に規定する委員会は、次のとおりとする。

(1)　行政委員会

(2)　財政委員会

(3)　職員委員会

(4)　その他必要と認める委員会

（任　務）

第二条　委員会は、理事会と緊密な連携をたもち、全国協議会の必要とする事項を調査研究し、その成果を理事会へ報告する。

（構　成）

第三条　委員会は、各都道府県から選出された一名の委員をもって構成する。ただし、理事選出県は、理事を充てる。

（委員長等）

第四条　委員会に委員の互選で委員長及び副委員長各一名を置く。

2　委員長は、委員会を統括する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、委員長の職務を代行する。

4　委員は、委員会に出席するほか、委員会に関する調査研究に当たる。

（集　会）

第五条　委員会は、全国協議会の会長の承認を得て、委員長が招集する。委員会は、合同して委員会を開くことができる。

（小委員会）

第六条　委員会が必要と認めたときは、小委員会を置くことが出来る。

2　小委員会は、委員会が指定した事項を調査研究し、その結果を委員会に報告する。

3　小委員会の委員は、委員会のうちから委員会が推薦する若干名とし、その委員長は、小委員会の委員の互選とする。

4　小委員会の委員長及び委員は、委員会の委員長が委嘱し、これを全国協議会の会長に報告する。

（調査員）

第七条　委員会若しくは、小委員会に調査員を置くことが出来る。

2　調査員は、委員会若しくは、小委員会が諮問した事項を調査研究し、その結果を委員会若しくは、小委員会へ報告する。

3　調査員は、委員会若しくは、小委員会が委嘱する。

4　調査員は、委員会若しくは、小委員会に出席し、意見を述べることができる。

（委員会事務局）

第八条　委員会及び小委員会の事務局は、それぞれの委員長が所属する図書館内に置く。

付　則

この通則は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

付　則（昭和四十五年六月二十五日）

この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

付　則（昭和四十七年六月二十二日　分担金改正）

この規程は、昭和四十八年四月一日から適用する。

付　則（昭和五十年六月二十六日　分担金改正）

この規程は、昭和五十一年四月一日から適用する。

付　則（平成十九年六月八日分担金改正）

この規程は、平成十九年四月一日から適用する。

付　則（平成二十二年七月九日分担金改正）

この規程は、平成二十三年四月一日から適用する。

付　則（令和二年六月二十五日分担金改正）

この規程は、令和三年四月一日から適用する。

国立国会図書館に関する内規

最終改正　昭和五十年六月二十六日

一、全国公共図書館協議会規約第二条第二項の適用については、次による。

一　国立国会図書館は客員とし、理事会及び総会に出席し意見を述べることができる。

二　国立国会図書館の分担金は、分担金規程にかかわらず六万円とする。

付　則（昭和四十九年六月二十七日）

（参　与）
第十四条　この会に参与を置くことができる。
２　参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
３　参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第八章　会　計
（経　費）
第十五条　この会の経費は次のものをもって充てる。
⑴　分担金
⑵　国庫補助金
⑶　その他の収入
２　分担金については、別に定める。
（別紙五）
（会計年度）
第十六条　この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第九章　事　務　局
（事務局）
第十七条　この会に事務局を置く。
２　事務局は、会長の統括のもとに事務を処理する。
３　事務局に必要な職員を置く。
４　職員は会長が任命又は委嘱する。
５　事務局及び職員に関する事項は、会長が別に定める。

第十章　雑　則
（細　則）
第十八条　この規約に定めてあるもののほか、この会の運営に必要な細則の制定及び改廃は、理事会の承認を経て、会長が定める。

付　則（昭和四十五年六月二十五日）
１　この規約は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。
２　第十二条の下部組織については、当分の間、現に存する組織をもって、これにかえることができる。

別紙一

区分	理事数	区分	理事数	計
北日本	4	中国	3	36
関東	8	四国	3	
東海 北陸	3	九州	4	
近畿	4	図書館協議会	7	

付　則（昭和四十七年六月二十二日役員数改正）
この規約は、昭和四十七年六月二十二日から施行する。

付　則（昭和四十九年六月二十七日役員の任期改正）
第六条第五項の規定にかかわらず、役員の任期は昭和四十九年度に限り一年とする。

付　則（昭和五十七年六月二十一日役員数改正）
この規約は、昭和五十七年六月二十一日から施行する。

この規約は、平成二十三年四月二十一日から施行する。

別紙二（削除）

別紙三

地区協議会都道府県協議会通則

第一章　総　則
（目　的）
第一条　この通則は、全国公共図書館協議会（以下「全国協議会」という。）規約第十二条の規定に基づき地区協議会及び都道府県協議会の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

第二章　地区協議会
（地区協議会）
第二条　地区協議会は、全国協議会及び都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成並びに運営の促進を図るものとする。
２　地区協議会は、別表のとおりとする。
（事　業）
第三条　地区協議会は、次の事業を行う。
⑴　調査研究
⑵　資料収集及び情報交換
⑶　連絡協力
⑷　その他必要な事業
（役　員）
第四条　地区協議会に次の役員を置く。
⑴　会　長
⑵　副会長
⑶　幹　事
⑷　その他
２　前項の幹事は、地区より選出し、会長及び副会長は幹事の互選とする。
（経　費）
第五条　地区協議会の経費は、次のものをもって充てる。
⑴　分担金
⑵　その他の収入
２　地区協議会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
（事務局）
第六条　地区協議会の事務局は、会長が所属する図書館内に置く。
（連　絡）
第七条　地区協議会は、会則、役員名簿を全国協議会の会長に連絡するものとする。変更があったときも同様とする。
２　地区協議会は、毎会計年度終了後直ちに事業報告書を全国協議会の会長に提出するものとする。

第三章　都道府県協議会
第八条　都道府県協議会は、全国協議会及び地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成並びに運営の促進を図る。
（準　用）
第九条　第三条から第九条までの規定は、都道府県協議会に準用する。

付　則

全国公共図書館協議会

全国公共図書館協議会規約

（事　務　局）
東京都港区南麻布5－7－13
都立中央図書館内

全国公共図書館協議会規約

最終改正　平成二十二年七月九日

第一章　総　則

（名　称）

第一条　この会は、全国公共図書館協議会と称する。

（構　成）

第二条　この会は、全国の公共図書館をもって構成する。

２　国立国会図書館の取扱いについては、別に定める。

（事務所）

第三条　この会の事務所は、会長が所属する図書館内に置く。

第二章　目的及び事業

（目　的）

第四条　この会は、全国の公共図書館相互の連絡を密にし、図書館に関する調査研究を行い、図書館の発展を図ることを目的とする。

（事　業）

第五条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　公共図書館に関する行政、財政及び事業の調査研究

(2)　資料の収集及び情報の交換

(3)　関係機関に対する要望

(4)　その他目的を達成するために必要な事項

第三章　役　員

（役　員）

第六条　この会に次の役員を置く。

(1)　会　長　　一名

(2)　副会長　　五名以内

(3)　理　事　　三十六名以内

(4)　監　事　　三名

２　会長及び副会長は、理事の互選として総会で承認するものとする。

３　理事は、別に定める別紙一の区分からの推薦により総会で承認するものとする。

４　監事は、総会において選出する。

５　役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

６　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務権限）

第七条　会長は、この会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

３　理事は会務を審議する。

４　監事は、会計を監査する。

第四章　会　議

（会　議）

第八条　この会の会議は、総会及び理事会とする。

（総　会）

第九条　総会は、会長が招集する。

２　総会は、構成員の五分の一以上の出席で成立する。

３　議事の成立は、出席者の過半数の同意をもって決め、可否同数のときは、議長の決めるところによる。

４　定期総会は、毎年一回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、構成員の三分の一以上の要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

５　総会の権限は、次のとおりとする。

(1)　主要事業の決定及び事業報告の承認

(2)　予算の決定及び決算の承認

(3)　規約の改正

(4)　その他、この会の目的の達成に、必要かつ重要な事項

（理事会）

第十条　理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

２　理事会は、会長が必要と認めたとき、又は、理事の三分の一以上の要求があったときは、会長が招集する。

３　理事会は、構成員の過半数の出席で成立する。

４　理事会は、次のことを審議執行する。

(1)　総会に提出する議案

(2)　総会から委任された事項

(3)　その他必要な事項

５　総会を開催することができないと会長が認めた場合には、理事会は総会に代わってその権限を行う。ただし、次期総会において承認を得なければならない。

６　前条第三項の規定は、理事会に準用する。

第五章　部　会

（部　会）

第十一条　（削除）

第六章　地方組織及び委員会

（地方組織）

第十二条　この会に、各地区協議会及び各都道府県協議会を置く。

２　前項の協議会に関する組織及び運営について特別に定める。（別紙三）

（委員会）

第十三条　この会の事業を推進するため、委員会を置くことができる。

２　委員会については、別に定める。

（別紙四）

第七章　参　与